

資 料

英米刑事法研究 (32)

英米刑事法研究会
(代表者 小川 佳樹)

合衆国法典第18編875条(c)の「脅迫罪」におけるメンズ・レア

—Elonis v. United States, 135 S. Ct. 2001 (2015)—

熊谷智大

合衆国法典第18編875条(c)の
「脅迫罪」におけるメンズ・レア
——Elonis v. United States, 135 S. Ct. 2001 (2015)——

熊谷智大

I はじめに

本件は、「州際通商又は外国取引において、他者を誘拐し又は他者を侵害する脅迫を含む情報を伝達する者は、罰金又は5年以下の懲役、若しくはその両方に処する。」と規定する合衆国法典第18編875条(c)の脅迫罪において、主に犯罪成立に必要なメンズ・レアが問題となった事案である⁽¹⁾。

(1) 本件に関する文献として、Alison J. Best, *Elonis v. States: The Need to Uphold Individual Rights to Free Speech while Protecting Victims of Online True Threat*, 75 MD. L. REV. 1127 (2016); Clay Calvert, Emma Morehart & Sarah Papadelias, *Rap Music and the True Threats Quagmire: When Does One Man's Lyric Become Another's Crime?*, 38 COLUM. J. L. & ARTS 1 (2014); Elizabeth M. Jaffe, *Swatting: The New Cyberbullying Frontier After Elonis v. United States*, 64 DRAKE L. REV. 455 (2016); Peter S. Larson, *Is that a Threat?: Elonis v. United States and the Standard of Intent for True Threat Convictions*, 10 DUKE J. CONST. LAW & PP SIDEBAR 83 (2015); Leading Case, *Federal Statutes and Regulations: Federal Threats Statute — Mens Rea and the First Amendment — Elonis v. United States*, 129 HARV. L. REV. 331 (2015); Madison Peak, *The Implications of the U.S. Supreme Court's Decision in Elonis v. United States for Victims of Domestic Violence*, 28 J. AM. ACAD. MATRIMONIAL LAW. 587 (2016); Michael Pierce, *Prosecuting Online Threats After Elonis*, 110 NW. U. L. REV. 51 (2015); Joseph Russomanno, *Facebook Threat: The Missed Opportunities of Elonis v. United States*, 21 COMM. L. & POLY 1 (2016) など。

II 事案の概要

被告人 Anthony Douglas Elonis は、ソーシャル・ネットワーキング・サービスのフェイスブックを頻繁に使用していた。妻と別れた後、ネット上の仮名を用いて自作のラップ歌詞を投稿するようになった。被告人が投稿した歌詞には、生々しい暴力的な言葉と描写が含まれていたが、歌詞は架空のもので、現実の人物について描写したものではないとの注意書きが付されていた。

例えば、被告人は、職場施設のハロウィンのイベントで同僚と撮影した写真を投稿したが、そこでは、被告人が同僚の首筋に玩具のナイフを突きつけているものであった。その写真を見た上司が被告人を解雇したところ、被告人は、自分は邪悪な計画を立てており、恐ろしいハロウィンになるとの投稿によって施設の安全を脅かした。また、元妻と共に観た風刺劇の中で、ある者が大統領を殺したいというのは違法だが、それが違法であると説明することは違法ではないという旨の台詞を用いて、大統領の部分元妻に置き換えた文章を投稿し、元妻を恐怖に陥れた。

その他、小学校の園児クラスと州および連邦の捜査官に対する脅迫を含め、合わせて5件の脅迫について被告人は起訴された。

ペンシルバニア州東地区連邦地方裁判所は、被告人の投稿について、通常人ならば、彼の伝達した内容が脅迫と解されるであろうと予見し得る場合には脅迫にあたるというのと陪審に説示した。被告人は、脅迫を伝達しようとする意図があったということ立証する必要があるという説示を要求したが、裁判所はこの要求を却下し、被告人は5件のうち4件について有罪判決を下された。第3巡回区連邦控訴裁判所もまた、875条(c)においては、言葉を伝達する意図があればよく、通常人ならば被告人の投稿を脅迫とみなすであろうとして、連邦地裁の判断を維持し、3年8月の懲役と3年の保護観察が宣告された。その後、被告人は連邦最高裁判所に上告受理の申立てをした。

III 判決の要旨

連邦最高裁判所は、脅迫の伝達について過失しか要求しない第3巡回区連邦控訴裁判所の説示では有罪とするに不十分であるとして、原判決を破棄・差戻しとした。

1 法廷意見⁽²⁾

(1) 「脅迫」の意義について

875条(c)は、被告人が有していなければならない心理状態について、明示的に規定していない。そこで被告人は、脅迫という言葉は、定義上、害を加える意図を告げるものと主張したが、脅迫の一般的定義は、発言者の心理状態ではなく、発言が伝達するものをいう。一方で政府は、隣接する875条(b)および同条(d)においては、「恐喝する意図」という表現があることから、875条(c)の中に、書かれざる「脅迫の意図」という要件を読み込むべきではないと主張した。しかし、その比較からは、議会が875条(c)を恐喝罪に限定しなかったということが判断できるだけであり、心理状態の要件を除外することを意味するのではない。いずれにせよ、被告人も政府も、875条(c)において要求される特定の心理状態について何らの指標も示さなかった。

(2) 「心理状態要件」の必要性について

Morissette 判決⁽³⁾が述べるように、従来、当裁判所は、法文上犯罪意思(criminal intent)について言及されていないからといって、そのような要件が除外されているわけではないとしてきた。これは、「非行が犯罪となるには意識的でなければならない」であるとか、「心的に非難に値しなければならない」という基本原則を反映している。したがって、刑罰法規は一般に、法文上は故意の要件を含まなくとも、それは幅広く含まれ得るものと解釈される⁽⁴⁾。もっとも、Staples 判決⁽⁵⁾によれば、被告人は、自身の行為を違法だと認識していなければならないのではなく、自身の行為が当該犯罪の定義に合致する事実についての認識を有していなければならない。以上より、Carter 判決⁽⁶⁾で述べたように、心理状態の要件に関して何も言及していない連邦刑事法には、違法行為と適法行為を区別するために必要なメンズ・レア(mens rea)のみを読み込むべきである。

(3) 「心理状態要件」の成否

認識の必要の推定(presumption in favor of scienter)は、適法行為を犯罪化

(2) ロバーツ長官執筆、スカリア、ケネディ、ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調。

(3) Morissette v. United States, 342 U.S. 246, 250 (1952).

(4) United States v. X-Citement Video, Inc., 513 U.S. 64, 70 (1994).

(5) Staples v. United States, 511 U.S. 600, 608 (1994).

(6) Carter v. United States, 530 U.S. 255, 269 (2000).

するすべての法的要素にあてはまるものである。875条(c)においては、情報が発信され、それが脅迫を含むことの立証が要求される。不法行為と適法行為を区別する決定的な要素は、情報の脅迫的性質であるから、心理状態の要件は、情報が脅迫を含むという事実に対応しなければならない。原審における被告人の有罪判決は、唯一、彼の投稿が通常人によってどのように判断されるかということをも前提とする。しかしこれは、従来の犯罪行為の要件とは相反する、不法行為における民事責任の特徴を示す基準である。被告人が脅迫する目的で、あるいは、当該情報が脅迫と受け取られるだろうという認識をもって情報を伝達した場合に、875条(c)における心理状態の要件は充足されるのである。

2 アリート裁判官一部同意・一部反対意見

アリート裁判官は、法廷意見が、脅迫の伝達に過失しか要求しなかった下級審における陪審の説示は不完全であると判示したが、いかなる形式の意図が必要であったかは説明していないと指摘する。

(1) 「脅迫」の意義と要求されるメンズ・レア

本件における問題は、伝達されたものが、他者を害する脅迫であったことに関して要求されるメンズ・レアである。法廷意見は、875条(c)における「脅迫」の意味を定義しなかったが、Watts 判決⁽⁷⁾では、関連する規定における同じ文言の解釈の中で、冗談または誇張の発言と「真の脅迫」とを区別している。私見では、875条(c)における「脅迫」という文言は、「他者に害悪、侵害又は損害を及ぼす意図の表現」⁽⁸⁾として合理的に解釈される発言として明確に定義され得る。したがって、875条(c)での有罪には、当該情報を、他者を害する意図の表現として解釈することが合理的であることの立証を必要とする。さらに、伝達行為がその要件に合致したかどうかに関して、被告人に少なくとも無謀 (recklessness) があったことが示されなければならない。

なぜ無謀をもって十分とするのか。私は、刑罰法規がある種のメンズ・レアを必要とすることを推定すべきとする法廷意見に同意する。確かに、この推定は、我々が一般的に法規定を解釈する方法から逸脱するが、コモン・ローの背景に鑑みれば、一定のメンズ・レアを刑罰法規の解釈として読み込むことは認められる。

(7) Watts v. United States, 394 U.S. 705, 708 (1969).

(8) WEBSTER'S THIRD NEW INTERNATIONAL DICTIONARY 2382 (1976).

私はまた、875条(c)のような犯罪は、その成立に重要な要素として、過失を超えるメンズ・レアを要求していると推定すべきと解する裁判所に同意する。Carter 判決にもあるように、要求される心理状態について何もいっていない連邦犯罪の規定を解釈する場合は、当該規定に、違法な行為とその他の適法な行為とを区別するために必要なメンズ・レアのみを読み込むべきである。そこで、犯罪責任として要求され得る心理状態の階層の中で、過失のちょうど上位にあるメンズ・レアは無謀である。過失は、被告人が、実在する不当なリスクに気づくべきであったということのみを要求する⁽⁹⁾。一方で、無謀は、認識した害のリスクを無視した場合に存在する⁽¹⁰⁾。脅迫を伝達する点で無謀に行為する者は、必ず、適法に行為しなかったと理解しているのであり、単に不注意であったのではない。

結論として、私は、被告人が、伝達された情報が真の脅迫として解釈され得るリスクを意識的に無視するときは、875条(c)において有罪となり得ると考える。

(2) 修正1条に関する問題

Black 判決等⁽¹¹⁾にあるように、憲法が真の脅迫を保護していないことはゆるぎない。真の脅迫は、重大な害を及ぼし、社会的価値はほとんどない。また、脅迫は、脅迫される者やその者をケアする者に深刻な感情的なストレスを及ぼし得るものであり、暴力的な対立を生みかねない。脅迫を含む情報は、価値を有し保護に値する他の発言を含む可能性があるのは事実であるが、脅迫それ自体について憲法上の保護は正当化されない。

被告人は、修正1条は、発言した者が実際に害を及ぼす意図がない場合には、脅迫を保護していると主張する。彼の主張によれば、脅迫が、苦痛への対処や浄化のためという治療目的でなされる場合には、脅迫は保護されるとする。しかし、脅迫する者が、害を与えることを意図していようとしていまいと、同じく損害なのであり、憲法上保護するには不十分である。

被告人はまた、彼の脅迫は憲法的に保護される芸術作品であったと主張する。彼の言葉は、公の場でのラッパーや歌手の言葉と同様のものであるから、本来は保護され得る。しかし、あからさまに被害者に向けられるソーシャル・

(9) MODEL PENAL CODE §2.02 (2) (d) (1985).

(10) *Id.* §2.02 (2) (c).

(11) See *Virginia v. Black*, 538 U.S. 343, 359-360 (2003); *R.A.V. v. St. Paul*, 505 U.S. 377, 388 (1992); *Watts*, 394 U.S. at 707-708.

メディア上の発言は、深刻に受けとめられる可能性が高い。芸術的表現ということのを隠れ蓑に、危害を及ぼすような価値のない脅迫が保護されるべきではない。

3 トーマス裁判官反対意見

(1) メンズ・レア要件に対する伝統的アプローチ

875条(c)は言論を犯罪化しているため、修正1条は、「脅迫」という文言を「真の脅迫」という歴史的にみて保護されない情報という狭い領域に限定すべきであることを要求している。

「脅迫」という文言は、それ自体メンズ・レアの要件を含むものではない。しかし、Staples 判決が述べるように、犯罪に関する一定のメンズ・レアの要件が確固として組み込まれているコモン・ローの背景に鑑みて、犯罪の要素としてのメンズ・レアを除外するには、明示的であれ黙示的であれ、議会の意図の一定の指標を要求する。そのような指標が不存在の場合、Carter 判決の通り、通常、「認識の必要の推定」を、一般意思 (general intent) の立証、すなわち、被告人が有している犯罪のアクトゥス・レウス (actus reus) に関する認識のみを要求するために適用する。もっとも、この「慣習的なメンズ・レア要件」のもと、被告人は、自身の行為を違法にする事実を認識していなければならないが、それらの事実が彼の行為を違法にすることを認識している必要はない。法規に反するという認識に必要不可欠な認識とは、法律の認識と区別される事実の認識である⁽¹²⁾。

(2) 一般意思 (general intent) の内容

875条(c)の下で、被告人が自身の行為を違法にする事実を認識するため、脅迫を含む情報を発信したと認識していなければならない。しかし、情報が脅迫を含むことの認識は、陪審がその情報が法律問題として脅迫を含むものであると結論づけるであろうということの認識を要求してはいない。被告人は、文脈における通常の意味とともに、当該情報の中で使われている言葉のみを認識していればよい。

(12) Rosen v. United States, 161 U.S. 29, 30 (1896) は、わいせつ物を郵便で投函するにあたり、物の内容を認識している行為者は、それが法によって禁じられたものであると認識しなくても有罪となるとしている。そのほか、Hamling v. United States, 418 U.S. 87 (1974) も同様。

一般意思は、犯罪のアクトゥス・レウスを構成する事実を認識している者と認識していない者とを区別する。例えば、英語を知らない者に脅迫を伝達する者は、875条(c)で要求される一般意思を欠いている。しかしながら、本件被告人のように、自身が述べたことは暴力的であったと認識していたが、単に自己を表現しただけだとする者は、たとえ、陪審が彼の情報を法律上の脅迫と判断すると認識していなかったとしても、875条(c)で要求される一般意思をもって行為したといえる。

(3) 一般意思と過失

法廷意見は、一般意思の適用を、過失の基準として位置づける。しかし、その性格づけは誤りである。875条(c)における一般意思は、被告人が当該事実について単に無謀または過失であるということではなく、彼が犯罪のアクトゥス・レウスを構成する行為をしていると認識していなければならないということである。

しかし、一般意思は、ある言葉が脅迫という法的な定義に合致するという事実に関する心理状態を（過失でさえも）要求しない。このアプローチは、法律上の地位が、陪審の、情報の内容に関する「脅迫」の法的基準の採用によって決定される場合に適している。そして、行為の法律上の地位—または客観的地位—の不知にもかかわらず、被告人に有罪判決を下すことは、彼が過失行為のために罰せられていることを意味するのではない。

(4) 修正1条に関して

被告人は、意図的な脅迫のみが歴史的に憲法上保護される言論の例外に含まれると主張した。意図的な脅迫のみが、1791年以来わが国で処罰されてきたということが明らかであるならば、私は同意に傾いていたであろう。しかし、それは事実とは異なる。

連邦政府は1917年まで脅迫の規制にとりかからなかったけれども、各州は18世紀終わらないし19世紀初頭以来規制してきた。独立後まもなく、いくつかの州および準州は、記名または無記名もしくは虚偽の署名で、財物の要求なく、他者を侵害する脅迫の手紙または文書を送付または配達することを犯罪とする法律を制定している。これらの法律は、875条(c)に最も近いものであると思われる。そして、この恐喝要件のない法律は、一般意図のみを必要とする1754年のイギリスの脅迫規定の複製であった。初期のイギリスの判決は、一般意思の心理状態が相当であると指示した脅迫の規定を適用している。

IV 解説

(1) 犯罪成立要件としての心理状態

犯罪の成立には、心理状態、すなわちメンズ・レアの要件が必要となる。本件においては、875条(c)の規定が、心理状態の要件について明確に示していないことから、何が要求されているのかが問題となった。そこでまず、「脅迫」の文言の解釈として、行為者の他者に対する侵害の意図が含まれるかどうかを争われている。被告人の主張によれば、辞書による定義からそれが含まれるとするが、例えば、「お前を殺す」と書かれた手紙は、相手が冗談だと受け取ると信じていたとしても脅迫となり得るように、「脅迫」は発言者の心理状態を含むものではないと解している。

なお、条文上心理状態の要件が明示されていないからといって、それが不要であるということではない。一般的な原則として、有罪には罪を犯すという内心が必要とされているのである。したがって、法規定にそれを示す文言がなくとも、心理状態の要件が含まれるものと解釈される。

そうであるならば、本罪におけるメンズ・レアはいかなるものが要求されているのであろうか。その点について以下で整理する。

(2) 心理状態要件の内容

原審を含め近時の下級審判決においては、通常人ならば被告人の投稿を脅迫とみなすかどうか客観的に判断する基準が多く用いられている。法廷意見によれば、この基準は民事における過失責任と軌を一にするものと位置づけられている。

法廷意見は、原審の過失の基準ではメンズ・レアとして不十分であるとして、特定の意図が必要であると判示した。しかし、その具体的内容については、被告人は争っていないとして明確に示さなかった。その点、アリート裁判官は、裁判所が意図の内容を特定する必要があると指摘し、メンズ・レアの階層において過失の上位に位置する無謀を要求した。

他方、トーマス裁判官は、一般意思をもって被告人を有罪とするに十分であるとした。そして、原審の判断は、過失の基準によるものではなく、適切に一般意思を判断したものであると位置づけ、法廷意見に反対した。

(3) 概念の整理

以上、メンズ・レアとして要求する内容について見解が分かれたが、それぞ

れの意味内容を整理する⁽¹³⁾。

まず、過失は、通常人の立場で、他者に対する侵害を惹起する危険を避けるべきであったとされる場合に認められる。これについて、無謀は、基準行為からの逸脱という点で、刑事過失と同様の性質を有するが、両者は行為者の心理状態に基づいて区別し得るといえる。すなわち、無謀とは、行為者が他者に対する侵害の危険を認識していながら、それを意識的に軽視したという場合に認められる。

次に、一般意思は、特別意思と対置される概念であるが、その用法は様々であり、明確に定義することは困難である。しかし、一般的にはアクトゥス・レウス⁽¹⁴⁾の認識とされる。例えば、コモン・ロー上の窃盗罪は、他人の財産を奪取し移転するという行為について被告人の認識（一般意思）を立証することに加え、財産を「盗む意図」（特別意思）が存在したことが示されなければならない。したがって、一般意思は、「犯罪が要求している行為を構成する身体的動きをなす意図」ということである。

（４） 言論の自由と脅迫

合衆国憲法修正 1 条は、言論の自由を保障している。したがって、脅迫的な発言といえども、憲法の保障の範囲内であれば許されるといえる。そこで、被告人の投稿が、憲法上言論の規制対象となる「真の脅迫」に該当するかどうかの問題となる。法廷意見は判断する必要はないとしたが、アリート裁判官およびトーマス裁判官はこれについて言及している。

「真の脅迫」が保護されないのは、それが相手に対して重大な害を及ぼし、社会的にも無価値であると判断され、発言を機に新たな暴力的対立を生む危険性を有しているからである。被告人は自身の投稿が治療目的ないし芸術目的であったと主張するが、例えば、元妻は州裁判所に保護を求める申請をして認められているように、事実として被害者に害を及ぼしているものであり、また、世間的に認められた歌手のパフォーマンスや歌詞とは異なり、投稿を見た者を恐怖に陥れるものであることから、憲法上保護される言論とはいえないであろう。

(13) メンズ・レアについては、WAYNE R. LAFAVE, CRIMINAL LAW 259-288 (5th ed. 2010) および、ヨシュア・ドレスラー（星周一郎訳）『アメリカ刑法』（オンデマンド版、レクシス・ネクシス・ジャパン、2014）173頁以下を参照。

V おわりに

以上、875条(c)の脅迫罪に要求されるメンズ・レアについて概観した。法廷意見は、有罪には、過失を超える心理状態が必要であることを示したが、その内容は特定されておらず、その判断は下級審の判断にゆだねられた。しかし、それでは自由の保障または法的安定性という面で問題となり得るものであろう。また、本件は、ネット上での脅迫という特徴がある。すなわち、オンラインでの脅迫は、問題となる投稿に接する者の範囲が広まる。さらに、被害者を公人と私人で区別する見解も存在する⁽¹⁴⁾。ネット上での政治的発言について、その価値を考慮して、公人に対する脅迫の場合はより高度のメンズ・レアを要求するというものである。このように、オンライン上という性質が脅迫罪の成否にどのように影響するかという点について、なお検討の余地がある。

(14) Pierce, *supra* note 1, at 57.